

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第十五号）

（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するとともに、警察本部総務部総務課の新たな業務の追加に伴い、出納員に委任する事務を追加するなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第十六号）（業務プロセス改
革課）

- 一 改正の要旨
行政組織の再編整備に伴い職員の職に関する定めについて、必要な整理を行つた。
- 二 施行期日
平成三十年四月一日

★

教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第十七号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

広島県総合グランド及び広島県立総合体育館の管理を知事が行うこととなることにより、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★
公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第十八号）（環境県民局）

一 改正の要旨

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、監事の機能強化等による法人の業務運営改善に関する規定を整備するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★

調理師法施行細則の一部を改正する規則（規則第十九号）（健康対策課）

一 改正の要旨

調理師試験の実施に関する事務の一部を指定試験機関に委任することに伴い、試験に関する規定及び様式を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年四月一日

調理師

★ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める

条例施行規則（規則第二十号）（地域福祉課）

一 制定の理由

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 介護医療院の開設者が重要事項を入所申込者等に説明する際の、文書の交付に代わる説明書の提供方法について定めた。
- 2 介護医療院の開設者は、入所者及び入居者（以下「入所者等」という。）の要介護認定の申請に係る必要な援助を行うこととした。
- 3 介護医療院の開設者は、栄養並びに入所者等の心身の状況、病状及び好を考慮した食事を適切な時間に提供することとした。
- 4 介護医療院の開設者は、入所者等の心身の状況等の的確な把握に努め、入所者等又はその家族からの相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、入所者等の家族との連携を図り、入所者等と家族との交流等の機会を確保するよう努めることとした。
- 5 介護医療院の開設者は、入所者等の使用する施設等について衛生的な管理に努め、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととした。
- 6 介護医療院の開設者は、その運用に当たっては、地域住民と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めることとした。
- 7 介護医療院の開設者は、入所者等からの提供したサービスについての苦情の内容等の記録、入所者等の処遇の状況等に関する記録等を整備することとした。
- 8 介護医療院の管理者の責務について定めた。
- 9 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成三十年四月一日

★

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第二十一号）（地域福祉課）

一 改正の要旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことなどを踏まえ、共生型サービスに関する規定を設けるなど、関係規則の規定を整備した。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則
(規則第二十二号) (地域福祉課)

一 廃止の要旨

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の廃止に伴い、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止した。

二 施行期日

平成三十年四月一日



児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（条例第二十三号）

（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、共生型サービス事業に関する規定を整備するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十四号）（都市計画課）

一 改正の要旨

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の改正に伴い、引用条項の整理を行つた。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十五号）（教
育委員会）

一 改正の要旨

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部が改正されたことに伴い、奨学生の資格の規定を整備するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年四月一日